平成 19 年　月　　日
担当理事：橋本　栄治
担当部：タンザニア事務所

事業事前評価表（技術協力プロジェクト）

1．案件名 タンザニア国農業セクター開発プログラム(ASDP)事業実施監理能力強化計画
2．協力概要 （1）　プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述 本プロジェクトは、「農業セクター開発プログラム(以下、ASDP)」の進捗・効果を適切に把握し、効果的なプログラム運営を実現するために、ASDP のモニタリング・評価枠組みの中核的機能である、「農業データ定期報告制度」を整備するとともに、ならびに右制度の円滑な運用を担保するための中央・地方政府関係者の能力強化を図るものである。 （2）　協力期間：2008 年 1 月から 3 年間 （3）　協力総額（日本側）：3.3 億円 （4）　協力相手先機関： ア．　実施主管機関：農業・食料安全保障・協同組合省 イ．　実施調整機関：首相府地方自治庁 ウ．　実施支援機関：畜産開発省、産業・貿易・マーケティング省 （5）　裨益対象者及び規模： ア．　直接裨益[1]： 農業データ定期報告制度の試験運用を行う農業関係各省の担当官、モロゴロ州、ドドマ州[2]内の州・県担当官（州:約 4 名×2 州、県：約 5 名×4 県）、対象県内の郡・村レベル農業担当普及員(郡：約 2 名×約 102 郡、村：約 1 名×約 131 村) イ．　間接裨益： モロゴロ州、ドドマ州内の対象県内の農民、農業関係各省、国家統計局、日本を含む農業関係ドナー
3．協力の必要性・位置付け （1）　「タ」国農業セクターの概要 タンザニア(以下「タ」国)における農業は、GDP の約 50%、輸出総額の約 75%を占めるとともに、国内労働人口の約 80%以上が従事する基幹産業であるが、大部分が天水に依存する小規模生産形態であることもあり、干ばつ等の自然条件の変動に農業生産が大きく左右されている。さらに、コーヒー、サイザル等伝統的輸出産品の交易条件の悪化、財政悪化による補助政策の縮小、農業・経済

[1] 県によって郡・村の実数、および普及員の配置状況は異なること、また、試験運用の具体的な対象県は案件開始後に決定するため、人数は概算。なお、モロゴロとドドマの県の数合計 10 に対し、郡は 255、村は 988 存在するため、平均値をとり、対象 4 県内の郡の数を 102 と設定した。同様に、村の数は約 395 となるが、このうち村落普及員の配置されている村の数が 3 分の 1（全国の村の数に対する普及員の実数の割合）と仮定し、131 村を対象村数として設定した。
[2] モロゴロ州、ドドマ州を試験運用の対象地域として選択する理由については、妥当性評価の欄を参照のこと。

インフラの未整備、農業支援サービスの不活性等により農業生産性・農家の収益性は低位に止まっている。

こうした現状を改善するため、「タ」国政府は「貧困削減戦略書（PRSP：2000 年）」及び第2世代「貧困削減戦略（PRS）」である「成長と貧困削減のための国家戦略（NSGRP：National Strategy for Growth and Reduction of Poverty：2005 年）」において、農業セクター開発を、貧困削減及び経済成長のための重要課題と位置づけ、「農業セクター開発戦略（ASDS）」を策定し、①農業の生産性及び収益性の向上、②パブリック・プライベート・パートナーシップ、③地方分権化の 3 点を改革の方向性として示した。そして、ASDS を実現するための開発計画として「農業セクター開発プログラム（ASDP）」を策定し、ASDP バスケット・ファンドを設置して、「県農業開発計画（DADP）」に沿った開発予算の配分を行っている。

（2） ASDP における本技術協力の位置づけ

ASDP の効果を把握するためには、既存のデータ収集とモニタリング・評価制度によって現場レベルの開発活動の効果を把握し、データの整理と分析を行うことが不可欠であるが、現在、性急に進められている地方分権化の影響もあり、村から中央に至る農業定期データ（Agricultural Routine Data）の収集、報告の制度が十分に機能していない。そのため、現場レベルの報告が中央の農業セクター関連省庁にまで的確に届いておらず、また、各省庁、あるいは一省内の各局が、相互の調整なしに、地方政府に対して、直接、データの報告を依頼することが常態化している。

このような状況を改善するため、ASDP におけるモニタリング・評価の制度枠組み、及びモニタリング・評価を円滑かつ機能的に実施するための人材育成方法について検討することを目的に、農業セクター関連省庁（ASLMs）と関連ドナーとの合同のモニタリング・評価作業部会が立ち上げられた。しかし、モニタリング・評価制度に係る ASDP の予算が限られていることに加え、バスケット・ファンドによる財政支援のみでは、ASDP モニタリング・評価制度枠組みの運用に不可欠な、政府関係者の能力強化を行うことは困難であるため、農業・食糧保障・協同組合省(以下、農業省)は我が方に対する技術協力を要請した。

その後、同作業部会は、JICA が派遣した農業セクタープログラム企画調査員および開発調査「地方開発セクタープログラム策定支援調査２」の本格団員等の支援を受けつつ、「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」の作成を進めてきた。2007 年 7 月に政府・ドナー関係者からの意見も踏まえた上で最終ドラフトを完成、8 月 29 日の農業セクター関連省庁局長会議において正式承認された。

本技術協力は、右枠組み文書中のアクションプランの一部として位置づけられ、本技術協力で策定する「農業データ[3]定期報告制度」によって集約されるデータは、中央レベルにおいては、政府・ドナー合同実施評価や、ASDP バスケット運営委員会等において、ASDP 全体の運営に係る意思決定に必要な判断材料として提供される。さらに、県レベルにおいては、県政府が主体的に DADP の開発効果をモニタリング・評価して計画の改訂に繋げるために、右制度を活用することが期待されている。このように、本技術協力は、ASDP 全体の効果的運営と、個別の DADP の質的改善に資する重要な制度の構築を目指すものである。

[3] 「農業データ」の一例としては、主要作物の作付面積、生産量、家畜飼育頭数等が挙げられる。

（3）　我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置付け

我が国は、「貧困の削減」、「社会開発」、「経済的自立に向けた産業支援」等を対アフリカ援助の重点課題としている。また、これに沿って現在改訂中の対タンザニア国別援助計画では、上位目標を「安定的な経済成長と貧困削減の好循環の形成・促進」と定め、「成長と所得貧困削減」を重点課題とし、中でも農業セクターを最重要セクターのひとつと位置づけている。

この重点分野の下、JICA はタンザニア国別事業実施計画において「農業セクター開発支援プログラム」を策定し、1）灌漑・稲作支援、2）セクタープロセス支援、3）農業開発実施に係る県人材の育成支援の3つのコンポーネントを協力の柱としており、本案件は2）セクタープロセス支援並びに3）農業開発実施に係る県人材の育成支援の双方に位置づけられている。

（4）　他ドナーとの関係

「タ」国では援助協調および援助調和化の動きが非常に活発であり、我が国も他ドナーと連携、協調し、ドナー間の共通認識を踏まえた上で農業分野における支援を続けてきており、ASDP バスケット・ファンドに対する資金支援も行っている。一方、我が国は、従来の二国間協力によるプロジェクト型協力の有効性を認識しており、この ASDP バスケット・ファンドによる支援と二国間協力による個々のプロジェクトは相互補完関係にあると位置づけ、この主旨を「タ」国政府及び他ドナーと共有した。この共通認識に基づき、引き続き現場レベルでの協力成果の発現とその面的拡大を推進することとしている。

4. 協力の枠組み

本協力は ASDP のモニタリング・評価枠組の中核的な機能である、村から中央に至る「農業データ定期報告制度」を、農業セクター関連省庁間で統合された形で策定することを目指すものである。

具体的には、各省、各部局間で調和が取られないままに運用されている現行の農業データの報告制度を見直し、省庁間で統合された制度として策定する。続いて、モロゴロ州、ドドマ州を対象とし、制度運用担当者の能力強化を図りながら試験運用を行うことよって制度改善を図る。さらに、改善された報告制度の全国研修計画を策定し、「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」に反映する。加えて、全国研修計画が ASDP の年間活動計画に組み込まれることを確実にするべく、活動の進捗・達成状況を随時、政府・ドナー関係者と共有し、理解を形成する。

（1）　協力の目標（アウトカム）

ア.　協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）

「農業セクター開発プログラム(ASDP)」のモニタリング・評価制度の枠組みの中で、村から中央に至る「農業データ定期報告制度」が整備される。

＜指標＞

- モロゴロ州およびドドマ州内対象県の全てにおいて、改訂された「農業データ定期報告制度」で収集されたデータの分析結果が「県農業開発計画（DADP）」の策定・改訂に活用される(2010/11年度)
- モロゴロ州、ドドマ州政府内の試験運用対象県から地方自治庁を通じて農業セクター関連省庁に提出される農業データの提出のタイミングとデータの質が、省庁担当官から「良好」[4]と評価され

[4] 英文表記では「Satisfactory」。良好(satisfactory)の判断基準は、本技術協力の開始後、「タ」政府側関係者と協議の上、本指標の表現

る。

- 「農業データ定期報告制度」の全国研修計画が、ASDP の年間活動計画書に掲載される（2010/11 年度）

イ.　協力終了後に達成が期待される目標（スーパーゴール）

農業セクター開発プログラム（ASDP）が効果的に実施される。

ウ.　協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）

「農業データ定期報告制度」に基づき報告された農業データを用いて ASDP のモニタリング・評価が適切に行われる。

＜指標＞

- ASDP 実施状況調査、および農業セクターレビューにおいて、「農業データ定期報告制度」によって全国から集められたデータが活用される。
- 「農業データ定期報告制度」によって集められたデータの分析結果を反映した DADP の数

（2）　成果（アウトプット）と活動

成果 1. 農業セクター関連省庁間で統合された「農業データ定期報告制度案」が策定される。

＜活動＞

1-1 既存の「地方自治体事業計画・監理基幹システム」を含め、村から中央に至る農業分野の各種農業データに関する報告制度の詳細、運用状況を精査する。

1-2 1-1 の結果に基づき、「農業データ定期報告制度」案の一部として、村から中央に至る共通報告書フォーマット案を作成する。

1-3 1-1、1-2 の結果に基づき、「県農業開発計画(DADP)」の計画策定へのフィードバック方法を含めた「農業データ定期報告制度」案を改訂する。

1-4 「農業データ定期報告制度」案に基づき、必要に応じ、既存の基幹システムの試験的改訂を行う。

＜指標＞

1-1 各ステークホルダー[5]からの意見の「農業データ定期報告制度」案への反映状況

1-2 農業セクター関連省庁で統合された「農業データ定期報告制度」案の完成（2008 年**月まで）

成果 2. モロゴロ州およびドドマ州内の州、県、郡、村の関係者が、農業データ定期報告制度案の運用方法を習得する。

＜活動＞

2-1 地方一括交付金制度、県農業開発計画制度との整合性に配慮しつつ、「農業データ定期報告

ぶりの変更を含めて検討の上、設定する。

[5] ASLMs 関連部局、モロゴロ・ドドマ州政府、試験運用対象県・郡・村、および関連ドナーを含む。

[6] タンザニアにおける第 2 世代の貧困削減戦略書である「成長と貧困削減のための国家戦略書（NSGRP）」の実施をモニタリングするための枠組み

制度」案に係るガイドライン案を策定する。

2-2 2-1 のガイドライン案に基づき、村から中央まで、各行政レベルの関係者向けの研修計画案を作成する。

2-3 「農業データ定期報告制度」案に関し、中央レベルの研修指導者を育成する。

2-4 モロゴロ・ドドマの州政府および対象県において、農業担当官・企画官に対する研修を実施する。

2-5 モロゴロ・ドドマ州における対象県内の郡・村レベル農業普及員に対する研修を実施する。

＜指標＞

2-1 モロゴロ州、ドドマ州内の州、県、郡、村の全ての関係者が「農業データ定期報告制度」案の研修を受講する。

2-2 研修参加者の理解度

成果 3. モロゴロ・ドドマ州の州政府、対象県政府、対象県内の郡および村での試験運用を通じ、「農業データ定期報告制度」案が改訂される。

＜活動＞

3-1 モロゴロ・ドドマ州の州政府、対象県政府、対象県内の郡および村における「農業データ定期報告制度」案の試験運用に関し、巡回指導を通じて支援を行う。

3-2 中央省庁、モロゴロ・ドドマ州の州政府、対象県政府、それぞれのレベルに提出される報告書の提出状況、報告書の内容、報告内容の集約方法、報告内容の事業へのフィードバック方法について精査を行う。

3-3 モロゴロ・ドドマ州の州政府、対象県政府、対象県内の郡および村の関係者を招集したワークショップを開催し、制度運用上の問題点を抽出する。

3-4 試験運用の結果と教訓に基づき、「農業データ定期報告制度」案の改訂を行う。

＜指標＞

3-1 試験運用に係る OJT および実施状況調査報告書の提出（2009 年**月まで）

3-2 試験運用に係るステークホルダーワークショップ報告書が ASDP モニタリング・評価作業部会に提出される（2009 年*月まで）

3-3 改訂版「農業データ定期報告制度」文書の完成（2010 年**月まで）

成果 4. 試験運用の結果と教訓に基づき、「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」が改訂される。

＜活動＞

4-1 改訂された「農業データ定期報告制度」案に基づき、全国研修の実施計画案を作成する。

4-2 改訂された「農業データ定期報告制度」案に基づき、2-1 のガイドラインを改訂する。

4-3 4-1、4-2 の結果に基づいて、「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」の改訂を行う。

＜指標＞

4-1 実施体制、予算措置を含む全国研修計画案の完成（2008 年**月まで）
4-2 改訂版「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」の完成（2010 年**月まで）

成果 5. 本技術協力の進捗、実績が、中央・地方政府関係者ならびにドナー関係者と共有される。
＜活動＞
5-1 本技術協力の活動の進捗について、常に ASDP モニタリング・評価作業部会において共有する。
5-2 本技術協力の活動の実績について、農業セクター諮問会議等、セクターレベルの会議において、報告する。
5-3 地方自治庁ないし農業セクター関連省庁主催による、全国の地方自治体関係者を対象としたセミナーや貧困モニタリング制度[6]下の行政データ作業部会等の機会を利用し、本技術協力の活動の実績を共有する。

＜指標＞
5-1 本技術協力の進捗や達成の記録が ASDP モニタリング・評価作業部会において定期的に共有される。
5-2 各種ワークショップ、セミナー、会議における報告実績

（3） 投入（インプット）
ア. 日本側
1） 専門家 1 年目：30MM、2、3 年目：各 24MM 計 78MM
チーフ・アドバイザー
組織・制度改善
業務調整
モニタリング・評価
行政データ管理
2） 機材供与：プロジェクト活動に必要な機材（車輌、研修用機材、事務機器等）
3） 本邦研修：4 名(4 農業セクター関連省庁から 1 名ずつ派遣)×0.5 ヶ月×2 回（年間）
【想定される研修分野】
1 年目：地方農政/農業政策評価/畜産政策評価/農業マーケティング戦略
2 年目：行政データ管理/農業統計/畜産統計/農産物市場調査手法
4） 在外事業強化経費：2000 万円×3 年間
5） 調査団派遣：運営指導調査、終了時評価調査

イ. タンザニア国側
1） 担当者の配置
- 関係省庁局・部長：
各農業セクター関連省庁政策計画局長

地方自治庁セクター調整局長、地方政府局長
産業・貿易・マーケティング省商品マーケティング局長
国家統計局農業統計部長

- ASDP モニタリング・評価作業部会
  各農業セクター関連省庁のモニタリング・評価、統計、情報管理部局職員、地方自治庁セクター調整局職員、国家統計局農業統計部職員

2) 専門家のための執務スペース：農業省政策計画局、地方自治庁内

3) ローカルコスト負担
   研修実施に必要な政府側担当者の旅費、燃料費等、プロジェクト活動に必要な費用に関し、農業セクター関連省庁は、ASDP バスケット・ファンドから必要な予算を確保する。

4) 円滑な業務引継ぎの担保
   協力期間中に本プロジェクトの中央政府担当者、あるいは、パイロット州・地方政府内の試験運用実施担当者が異動・退職する場合には、業務内容およびノウハウに係る引継ぎを適切に行う。

（4） 外部要因（満たされるべき外部条件）

ア. 前提条件：
・ASDP モニタリング・評価作業部会において「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」が完成する。

イ. 成果(アウトプット)達成のための外部条件：
・モロゴロ州及びドドマ州の試験運用対象県、及び各対象県内の郡、村において、本計画に関わる試験運用担当者が指名され、本計画の活動に参加する。

ウ. プロジェクト目標達成のための外部条件：
・試験運用の対象県・村が、農業データの収集・報告に必要な予算を計上、執行する。
・「農業データ定期報告制度」を含む、改訂「ASDP モニタリング・評価枠組文書」が、農業セクター関連省庁局長会議において承認される。

エ. 上位目標達成のための外部条件
・全国研修計画に基づいて研修が実施される。

オ. スーパーゴール達成のための外部条件
ASDP 枠組みの下で、農業投資が計画通り実施される。

5. 評価 5 項目による評価結果
本案件は、以下の評価 5 項目による評価結果から協力実施の妥当性が高いと判断される。

（1） 妥当性

- 本案件は、「タ」国の「農業セクター開発プログラム(ASDP)」の目標(アウトカム)の達成を把握するために欠かすことのできない、モニタリング・評価制度の確立のために、右制度の重要な機能で

ある「農業データ定期報告制度」の構築を支援するものであり、かつ、右制度の構築は、上位政策である NSGRP の達成状況をモニタリング・評価することにも役立つ。

・ 現在改定中の新国別援助計画において、農業セクターは最重点支援セクターとして位置づけられている。また、JICA は国別事業実施計画において、「農業・零細企業の振興」を援助重点分野とし、農業セクターの中心的ドナーのひとつとして、ASDP の実施を支援する方針を掲げており、本案件はいずれの計画の方向性にも合致している。

・ また、支援のアプローチとして、政策支援とプロジェクト支援との組み合わせによるフィールドでの実施を通じて得た課題を中央の政策支援業務に反映させるという、いわゆる「タンザニア・モデル」の実現に極めて有効な投入となる。また、我が国も拠出している ASDP バスケット・ファンドの有効性を実証的に確認する為にもモニタリング・評価制度整備の過程を通じて定期的に得られる正確な農業データが不可欠であることから、本技術協力の実施価値は高い。

・ わが国は、2000 年のセクターワイドアプローチ(SWAPs)の開始以来、「タ」国農業セクタープログラムの形成、実施のプロセスにおいて、農業関連ドナーの中で一貫して主導的役割を果たしており、これまでの協力の中で知見、ノウハウを蓄積している。特に、農業セクター担当企画調査員が ASDP モニタリング・評価作業部会のドナー側メンバーとして、「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」の作成に関与してきており、そこで得られた経験・情報を本技術協力に活かすことができる。また、欧米型の技術支援（TA）に一般的に見られるコンサルタントの集中投入による短期間の役務代替的支援では、本技術協力で予定しているような、長期間に亘る地道な取り組みによって先方政府関係者の能力向上を果たすことは困難であり、日本型技術協力手法が有効であるといえる。

・ モロゴロ州とドドマ州を「農業データ定期報告制度」案の試験運用対象地域とすることは、以下の理由により妥当であるといえる。第一に、両州は、これまでにドナーから受けてきた農業分野の援助の規模（量的・面的）において、対照をなす地域である。ダルエスサラームから近く、自然条件にも恵まれたモロゴロ州が、これまで最も多くのドナーの支援を受けてきた州であるのに対し、ドドマ州は、最も農業開発分野の支援が少ない 4 州（本土 21 州中）の一つに数えられている。このような違いを持つ両州に対する支援を行うことにより、同様に被援助経験で大きなバラツキがある他の 19 州に対して全国展開を図る上で、貴重な教訓を得ることができるといえる。第二に、両州は本土各地からの交通の便に優れており、農業セクター関連省庁が地方行政官を対象とした研修やセミナーを開催するのにふさわしい地域であるため、本技術協力の終了後に全国展開をするうえで、モロゴロ州・ドドマ州は、非常に適したモデル・サイトになり得るといえる。

（2） 有効性

本技術協力は、以下の理由から有効性が見込まれる。

・ ①県レベルでの農業データの計画策定へのフィードバックの有無、②農業データの中央レベルの「ユーザー」である担当官が、データ提出のタイミングとデータの質を「良好」と評価する、という二つの指標によって、県と中央それぞれのレベルでの報告制度の有用性を評価しつつ、③右制度の全国研修計画が ASDP の年間活動計画に組み込まれることを、第3の指標として設定することによって、プロジェクト目標である「ASDP のモニタリング・評価制度のうち、村から中央に至る

農業データ定期報告制度が整備される」が明確に定義されている。

- プロジェクト目標の達成のためには、まず、省庁間で統合された制度案を策定すること（成果 1）はもちろん、限られた地域において、制度運用担当者の能力強化を図りつつ（成果 2）、試験運用を行うことよって制度改善を図る（成果 3）ことが必要である。また、右制度の全国展開のためには、改善された「農業データ定期報告制度」と、その全国研修計画が「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」に反映される（成果 4）ことが不可欠である。さらに、活動の進捗・達成状況を随時、政府・ドナー関係者と共有し、理解を形成すること（成果 5）によって、成果 4 の達成、さらには全国研修計画を ASDP の年間活動計画に組み込むこと（プロジェクト目標指標の 3 番目）が可能となる。以上から、本プロジェクトは、目標を達成するために十分なアウトプットが計画されているといえる。
- DADP 実施のために中央から県政府に対して配布される予算の一部を、モニタリング・評価活動に使用することが定められていることに加え、本技術協力の試験運用対象地域の選定にあたっては、県政府の予算措置の用意を含めた、試験運用参加への「意欲」を選定基準として設ける予定である。一方、村レベルの経常予算の増額の見込みは不透明であるが、本技術協力では、村レベル農業普及員の活動費用の制約を所与のものとして「農業データ定期報告制度」を設計する。以上から、外部条件「パイロット県・村が、農業データの収集・報告に必要な予算を計上、執行する」が満たされる可能性は高い。

（3） 効率性

本技術協力は、以下の理由から効率的な実施が見込まれる。

- 本技術協力がセクター全体に関係する課題に対応する必要があることから、実施機関を特定の省庁のみとすることは不可能であり、4 つの農業セクター関連省庁の全てを実施機関としている。これに加え、中央、州、県、郡、村の 5 階層の関係者に対して制度の周知と実施のための技術指導を行うため、常に多大な調整業務が発生する。成果の達成に必要となる計画された活動を実施していくためには、本計画における 1 年目に年間 30 人月、2、3年目に年間 24 人月という投入量は、妥当な投入量である。
- ガイドラインを策定し、対象地域において実証（試験運用）を行う本技術協力と類似の活動を含む JICA プロジェクトにおいて、長期専門家を2から3名程度、さらに複数の短期専門家が投入されているケースと比較し、上記のとおり本技術協力が4省庁に跨り、実施調整についてより困難度の高い枠組みにおいて実施されることを考慮すると、本技術協力は同種の協力との比較においてより効率的な投入を計画しているといえる。
- 本技術協力で供与を予定している機材は、専門家の活動に必要となる農業省（ダルエスサラーム）と地方自治庁（ドドマ）に配置する車輌（4WD）2台、両省、モロゴロ州、ドドマ州政府、4つの試験運用対象県に配置する基本的なオフィス機器類（PC、コピー機、プリンター等）が中心となる。また、試験運用対象県レベルでの活動に必要なオフィス機材、県が郡、村レベルの実施モニタリングを行う際に使用する車両等については、「県農業開発計画（DADP）」に対する能力育成用予算[7]を充当し、県政府に対する機材供与は最低限の投入に抑えるよう県政府と調整を行う。

[7] 県農業開発計画（DADP）向け予算のうち政府予算から配分される県の能力育成（人材、機材等を含む）に使用される予算。

・ 本案件実施に先立ち、ASDP モニタリング・評価作業部会でのモニタリング・評価制度枠組み策定の過程において、既存の農業データ定期報告の実態を相当程度把握している。また、農業省、畜産開発省の政策・計画局の統計ユニットでは、それぞれの省の定期報告制度の見直し作業を進めており、これらの作業のアウトプットを効率的に活用することができる。よって、農業セクター関連省庁間で統合された「農業データ定期報告制度」案の確立を、案件立ち上げ後の約半年間で行うことは十分可能である。
・ モロゴロ州、ドドマ州の州・県政府担当官、郡・村レベル農業普及員に対し、「農業データ定期報告制度」案に基づき、それぞれの階層に応じた研修カリキュラムの作成を行い、各行政レベルで求められる業務内容の習得を図る。特に農業普及員については、現在、「タ」政府が村レベルの空席（約 11,000 人）解消を目的とした大量の新規育成・採用、ならびに現職普及員の再教育を計画していることから、本技術協力が単独で研修を実施する場合と比較し、これら新規採用・現職普及員の研修計画の一部に、右カリキュラムを盛り込むことで、研修実施経費を抑制することが可能となるような研修制度を構築するべく、関係各省各局との調整を行う。

（4） インパクト

この案件のインパクトは以下のように予測できる。

・ 本技術協力で策定する「農業データ定期報告制度」の全国研修計画を、ASDP 年間活動計画へ組み込むことにより、全国展開に必要な経費を ASDP バスケット・ファンドから確保することが可能となることから、「農業データ定期報告制度」の活用が確実に全国に広まることが期待される。
・ 本技術協力で策定する「農業データ定期報告制度」では、末端から中央へのデータの「提供」のみならず、県や中央レベルでの計画策定プロセスに、収集したデータの分析結果を反映させる仕組みを構築することを目指している。この仕組みが機能することにより、県レベルでの農業開発事業の質の向上、中央レベルでは、ASDP の全体計画の改善が期待できる。
・ さらに、ASDP モニタリング・評価作業部会において、国家統計局と調整を行いつつ、関連システムである「地方行政モニタリング・データベース（LGMD）」の改善を図ることにより、「農業データ定期報告制度」で収集されるデータを NSGRP の達成状況のモニタリング・評価に使用することが可能になると期待される。

（5） 自立発展性

以下のとおり、本技術協力による効果は、相手国政府により協力終了後も継続されるものと見込まれる。

ア. 技術面

本技術協力は、各農業セクター関連省庁の既存の制度を整理・統合した「農業データ定期報告制度」の構築・定着を目指すものであり、高度な技術の移転を目指すものではない。ただし、右制度は、現在、地方自治庁により、地方政府改革プログラム（LGRP）の一環として導入が進められている LGMD の活用を想定しているため、試験運用対象県の担当職員には、必要に応じて LGMD 運用技術に係る研修を本技術協力の中で実施する。さらに、プロジェクト専門家より地方自治庁に働きかけつ

[8] EU、IFAD、アイルランド、日本及び世銀

つ、地方行政分野企画調査員等を活用して LGRP の関係ドナー間の問題意識の醸成を図ることにより、右システムの全国展開を促進させることで、本技術協力で策定する「農業データ定期報告制度」の技術的自立発展性の確保が期待できる。

イ. 組織・制度面

本技術協力は、「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」の中のアクションプランのひとつとして位置づけられ、策定する「農業データ定期報告制度」は、完成後、「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」の一部として位置づけられ、運用される確度は非常に高い。また、本技術協力の実施担当者となる ASDP モニタリング・評価作業部会の政府側メンバーは、農業セクター関連省庁および国家統計局のモニタリング・評価、統計、情報管理に関わる行政官から構成されており、彼らが下位の各行政機関への技術指導の中心となることを想定している。このように実施運営が制度的に担保されることにより、案件終了後も協力を通じた知見が、各省のモニタリング・評価関係担当者に残され、ASDP における制度が継続されていくことが十分に期待できる。

ウ. 財政面

現在、ASDP バスケット・ファンドに対しては、5つのドナー[8]が資金を投入している。初年度（2006/7 年予算）は、IFAD と世銀が組織内の資金拠出手続きの遅延などにより、バスケット・ファンドへの資金投入が滞ったこともあり、計画が十分に進捗しなかったが、2年目にあたる 2007/8 年度は、年度当初からの円滑な実施が期待されている。今後、ASDP バスケット・ファンドに対する支援は、アイルランドが増額を表明し、日本もこれまでの食糧援助（KR）の見返り資金からの拠出から、ノンプロジェクト無償資金（貧困削減支援無償）からの拠出を検討（現在要請中）している。本技術協力で策定する「農業データ定期報告制度」の全国研修計画を、ASDP の年間活動計画へ組み込むことにより、全国展開に必要な予算を上記の ASDP バスケット・ファンドから確保することが可能であることから、高い財政的自立発展性が期待できる。

6. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

- 「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」のショートリスト（制度運用当初から測定を行う指標群）のアウトカム指標のひとつとして、「契約生産や生産・販売組合に参加する小自作農貧困農民の割合」という指標が含まれていることから、この指標を、「農業データ定期報告制度」で測定するよう制度設計を行う。また、右指標は、NSGRP の農業分野指標としても位置づけられていることから、本指標に関するデータについては国家統計局とも共有がなされるよう、関係者間の調整を行う。
- 「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」のショートリストのアウトプット指標に、ジェンダー関連指標として、「（村の）経済・環境・土地委員会における女性および青年委員の割合」が含まれていることから、この指標を、「農業データ定期報告制度」で測定するよう制度設計を行う。また、本技術協力の活動 1-1、1-2 の一部として収集すべき農業データの整理を行う際に、上記指標の内容以外のジェンダー関連データを新たに組み込むことを検討する。
- 「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」のショートリストに、環境関連の指標として「環境管理セミナーの実施回数」が上げられていることから、この指標を、「農業データ定期報告制度」で測定す

るよう制度設計を行う。また、本案件の活動 1-1、1-2 の一部として収集すべき農業データの整理を行う際に、上記指標の内容以外の環境関連データを新たに組み込むことを検討する。

7. 過去の類似案件からの教訓の活用

（1） 開発調査「地方開発セクタープログラム策定支援調査２」（2005 年 11 月～2008 年 12 月）

本開発調査は、これまで ASDP モニタリング・評価作業部会による ASDP モニタリング・評価枠組み作りを支援してきたが、作業部会の事務局役を果たしている農業省政策・計画局モニタリング・評価担当の調整能力が低く、複数の省庁に跨る関係者間の情報共有を図るため、コンサルタント団員が関係者調整にかなりの時間・労力を割く必要があった。同様に、本技術協力の専門家も ASDP モニタリング・評価作業部会メンバー間の調整業務を支援することが求められるため、十分な支援を行うだけの専門家の投入量を確保する必要がある。

（2） 技術協力プロジェクト「モロゴロ州保健行政強化計画」（2001 年 4 月～2007 年 3 月）

現在、地方行政改革プログラムの下、中央政府（州を含む）の役割を縮小し、県政府の機能・権限を強化する方向で地方分権化が進められているが、モロゴロ州政府および同州政府内各県の保健管理チームの行政能力強化を目的とした標記協力では、県政府に対する州政府の技術面、行政面での支援の重要性が再認識された。一方で、右協力の終了時評価において、人員・予算が大幅に削減されたため、州政府が期待される支援を行えないという問題も指摘されている。この問題は、農業セクターにも当てはまるため、地方自治庁に対して、特に試験運用対象のモロゴロ州・ドドマ州の農業担当官の人員配置、予算措置を適切に行うよう、働きかける必要がある。

8. 今後の評価計画

- 運営指導調査　:プロジェクト開始から 1 年 6 ヵ月後を目処に実施する。
- 終了時評価調査　:プロジェクト終了の 3 ヶ月前を目処に実施する。
- 事後評価調査　:プロジェクト終了後 3 年後を目処に実施する。